

区分	新設
----	----

3年4月19日

補助事業名	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場までの交通費補助	担当部課	健康福祉部 高年福祉課			
補助要綱	(仮)新型コロナウイルスワクチン集団接種交通費補助要綱	根拠法令				
総合計画体系	42	こことからだの健康(健康)づくりの推進	分類	個人補助金		
	3 感染症予防対策の充実		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業		3	年	3	

1. 事業概要

補助の目的	新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場までのタクシー代の補助を行い、ワクチン接種を受けやすい環境の確保を図る。		
補助が必要な理由	ワクチン接種の集団接種会場までの交通手段がなく、家族の支援も受けられないことからワクチン接種が困難な高齢者に対して、補助を行う必要がある。		
補助対象者	65歳以上の者で新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場までの公共交通機関がダイヤの関係等によりないもの又は家族の支援が得られないなどの理由により交通手段の確保が困難なもの。		
補助対象事業	居所から集団接種会場までのタクシーの利用に要した費用の2分の1を補助する。		
補助率／補助額	2分の1	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 補助事業利用者	250人					
②						
補助額	2,000,000				-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	2,000,000	0	0	0	-	-
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数	250				-	-
実績報告書				-	-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	新型コロナウイルスワクチンの早期接種を推進していくことから必要と考える。
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	感染症予防、重症化しやすい高齢者に対し、ワクチン接種を推進するため必要と考える。
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	高齢者の健康維持等の福祉の向上が期待できる。
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	接種案内等に同封し、対象者に対して周知を図る。
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	×	交通手段の確保が困難な者に限定している。補助の内容から、市の徴収金の完納を条件とすることはできないと考える。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	外出支援サービスとの整合を図り、2分の1補助としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	今年度限りとしている。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	補助目的を達成するため、上限は設定していない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	既存の外出支援サービスの認定を受けている者については、対象としない(外出支援サービスを優先して利用)。
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	集団接種会場までの交通手段の確保が困難などの理由から、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることができない高齢者に対して、早期接種を推進するために必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

3年5月31日

補助事業名	一般不妊治療費助成事業	担当部課	健康福祉部 地域医療・健康課		
補助要綱	(仮称)一般不妊治療費助成金支給要綱	根拠法令			
総合計画体系	35	健やかな乳幼児の育成支援	分類	個人補助金	
		1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり	開始年度	経過年数	終了年度
事務事業	特定不妊・不育症治療費助成事業	3	年	11	

## 1. 事業概要

補助の目的	少子化対策として、一般不妊治療にかかる費用についても一部助成し、不妊症の早期発見、治療を促進するとともにその経済的な負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進する。		
補助が必要な理由	一般不妊治療は、保険適用となる治療もあるが、人工授精など保険適用外となる治療もあり、高額な医療費となることがある。また不妊治療は、妊娠、出産するまで、あるいは治療をやめる決断をするまで続き、身体的負担に加え、精神的・経済的にも負担が大きくなる。		
補助対象者	次の要件をすべて満たす者とする。 (1) 法律上の夫婦または事実婚の夫婦であり、当該検査を受けた期間及び申請日現在、夫婦のいずれもが市内に住所を有していること。 (2) 夫婦ともに医療保険に加入していること。 (3) 当該助成に係る治療を行った期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。 (4) 令和3年8月1日以降に不妊治療を受けた者とする。 (5) 申請に係る治療について、他の自治体を実施する不妊治療の助成を受けていないこと (6) 夫婦ともに市税等の滞納をしていないこと。		
補助対象事業	一般不妊治療を受けた夫婦の申請により、不妊治療に要した費用の一部を助成する。 (1) 助成対象費用は、対象者が医療機関で受けた一般不妊治療に要した費用の自己負担額とする。 (2) 助成額は、1年度(1月1日から12月31日を1年度とする)につき、(1)の費用の1/2とし、6万円を上限とする。(1円未満の端数がある時は切り捨てる。)		
補助率／補助額	1/2	上限額	6万円
上乗せ補助がある場合の根拠	なし		

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 市民アンケート(安心して子どもを産み育てる)	40.3					
② 妊娠・出産に満足している者の割合	87.0	87.0	87.0	87.0	11	87.0
補助額	900,000	900,000	900,000	900,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	900,000	900,000	900,000	900,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	15	15	15	15	—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	不妊の治療にかかる費用を一部助成し、不妊治療を促進するとともに、その経済的な負担の軽減を図ることで、安心して妊娠、出産ができる環境づくりを推進することにつながることから本事業を実施することは必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

3年6月10日

補助事業名	朝来市英語検定料補助金		担当部課	教育委員会事務局 学校教育課		
補助要綱	朝来市英語検定料補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	32	確かな学力と豊かな心を育む教育の推進	分類	個人補助金		
	1 学力の向上・教育環境の改善		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	英語教育強化事業		R 3	年	R 6	

## 1. 事業概要

補助の目的	朝来市立中学校に在籍する生徒の英語能力、学習意欲の向上を目的とする。		
補助が必要な理由	市全体の英語力向上を目的とし、教育委員会が受験への啓発を図ることは意義がある。中学校3年レベルとされる3級の受験料は4,800円であり、保護者の経済的負担を図る上で必要である。		
補助対象者	朝来市立中学校に在籍する生徒の保護者		
補助対象事業	公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定3級以上の受験料		
補助率／補助額	受験料の2分の1	上限額	6,300円
上乗せ補助がある場合の根拠			

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 英検3級合格率	50%	50%	50%	50%	6	50%
② 英検3級以上取得者数	138人	139人	142人	149人	6	149人
補助額	663,000	700,000	700,000	700,000	—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	663,000	700,000	700,000	700,000	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—
補助件数	275	291	291	291	—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	補助対象者は生徒の保護者であるが、③徴収金の完納条件はなじまないため設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	令和6年度を終期とする第3期朝来市教育振興基本計画に基づく制度であり、令和6年度まで4年間実施。
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	英語検定1級の検定料が12,600円であり、その1/2の6,300円を上限。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 ①団体と傘下構成員への重複補助はないこと  適切な会計処理 ①団体の会計処理が適切に行われていること  事業費補助への転換 ①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	第3期朝来市教育振興基本計画に基づき、国際理解教育を深める教育の推進のため必要な制度である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

補助事業名	朝来市拠点地区活性化補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市拠点地区活性化補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
		3企業誘致・起業の促進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市拠点地区活性化事業		4	年	6	

1. 事業概要

補助の目的	朝来市の顔となる玉置、枚田岡、枚田地区の近隣商業地域及び第2種住居地域・準工業地域・準住居地域一帯(以下「拠点地区」という。)の経済活動を活性化させ、賑わいを創出するため。		
補助が必要な理由	拠点地区内にあるイオンと和田山ショッピングセンターが入る大型商業施設は、市内随一の集客施設でありながら、テナント離れが著しく賑わいの低下を感じる状況にある。また、拠点地区内の国道沿いにも空き店舗があることから、まちの顔となる拠点地区一帯の賑わいを取り戻すことにより地域の魅力を引き上げる必要がある。		
補助対象者	拠点地区内に出店する事業者		
補助対象事業	空き家空き店舗を活用して出店する事業者が要する下記に掲げる費用を補助する。 ◆改修費:補助率2/3、上限額140万円 ◆家賃月額:補助率2/3、上限額15万円 ◆建物買取:補助率2/3、上限額360万円 ◆土地造成費:補助率1/2、上限額500万円		
補助率/補助額	上記の通り	上限額	上記の通り
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 新規出店者数	2		1		6	3
②						
補助額	6,400	1,800	3,200		-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	6,400	1,800	3,200	0	-	-
一般財源の割合	100.0%	100.0%	100.0%	#DIV/0!	-	-
補助件数	2	1	2		-	-
実績報告書	造成:1件 改修:1件	家賃:1件 (R4分)	家賃:1件(R4分) 改修:1件		-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	まちの魅力を象徴する場所の賑わいを創出することは市全体のイメージアップにつながり、以て空き家空き店舗の解消につながる。
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	総合計画に掲げる起業の促進、企業の誘致を促す施策である。事業者の自走を促すには補助金が妥当である。
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	まちの魅力を象徴する場所の賑わいを創出することは市全体のイメージアップにつながり、以て空き家空き店舗の解消につながる。
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	まちの顔として、より一層賑わいを活性化させるべき地区として重み付けを行い出店を促すため、2/3補助としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	改修費は駅前活性化及び街なか活性化補助と同等家賃・建物買取は路線価比較により駅前活性化の1.5倍移転費用は市場相場から算出
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	×	類似制度はあるが、補助対象エリア毎に地域特性が異なり制度の重み付けが必要である。
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	現下の地価下落の状況や大型商業施設の空き区画状況を鑑みると、拠点地区の賑わい創出は必要であり、当該補助金による出店支援を行うことを検討する。
2次	承認	補助率を1/2以内とすることを条件に、新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。



区分	新設
----	----

3年10月15日

補助事業名	朝来市新市街地活性化補助金		担当部課	産業振興部 経済振興課		
補助要綱	朝来市新市街地活性化補助金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	3企業誘致・起業の促進		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市拠点地区活性化事業		4	年	6	

## 1. 事業概要

補助の目的	朝来市の顔となる枚田地区の準工業地域の経済活動を活性化させ、賑わいを創出するため。		
補助が必要な理由	新市街地としてインフラ整備を行ってきた枚田地区の空閑地に流通業務等事業者を誘致することで、①企業集積による雇用の確保と税収の増加、②土地取引を活性化させ路線価の上昇が期待される。		
補助対象者	枚田地区の準工業地域に出店する事業者		
補助対象事業	運輸業、卸・小売業を営む事業者の用地造成に係る費用		
補助率／補助額	2/3	上限額	2,000万円
上乗せ補助がある場合の根拠			

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 新規出店者数	1	1			6	2
②						
補助額		20,000	20,000		—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	20,000	20,000	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	100.0%	100.0%	#DIV/0!	—	—
補助件数		1	1		—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	企業集積による雇用の確保と税収の増加、土地取引を活性化させ路線価の上昇が期待される。
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	総合計画に掲げる起業の促進、企業の誘致を促す施策である。事業者の自走を促すには補助金が妥当である。
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	企業集積による雇用の確保と税収の増加、土地取引を活性化させ路線価の上昇が期待される。
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	まちの顔として、より一層賑わいを活性化させるべき地区として重み付けを行い出店を促すため、2/3補助としている。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	改修費は駅前活性化及び街なか活性化補助と同等家賃・建物買取は路線価比較により駅前活性化の1.5倍移転費用は市場相場から算出
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	×	類似制度はあるが、補助対象エリア毎に地域特性が異なり制度の重み付けが必要である。
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	重複補助の有無	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと			
	適切な会計処理	①団体の会計処理が適切に行われていること			
	事業費補助への転換	①事業費補助へ転換すること			

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	現下の地価下落の状況や大型商業施設の空き区画状況を鑑みると、拠点地区の賑わい創出は必要であり、当該補助金による出店支援を行うことを検討する。
2次	承認	補助率を1/2以内とすることを条件に、新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

3年10月15日

補助事業名	朝来市設備投資促進補助金	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	朝来市設備投資促進補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
		3企業誘致・起業の促進	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市設備投資促進事業		4	年	4	

## 1. 事業概要

補助の目的	新型コロナの影響により落ち込んだ市内事業者の設備投資を促進するため。				
補助が必要な理由	コロナ禍においても一定の設備投資は行われているが令和2年、元年比で見ると小口の償却資産取得が増加していて、大口の設備投資は減少していると思料される。従前の市独自のコロナ支援策で支援金額的に不十分であった規模の大きい事業者を支援する必要がある。				
補助対象者	償却資産の単体価格150万円(税抜)以上の投資を行う事業者				
補助対象事業	償却資産取得費の10%、補助上限額200万円 * コロナ対策支援で実施した経営継続支援金の上限100万円より高くし機械等取得奨励金の上限を参考に設定。10%は消費税相当分を設定。 * 償却資産は、市の固定資産税の対象となる償却資産を補助対象とし、土地・建物・自動車(大型特殊自動車除く)は対象としない。 * 償却資産単体を対象とし、一つの資産のみ補助対象とする。				
補助率／補助額	1/10	上限額	200万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 設備投資事業者数	10				4	10
②						
補助額	20,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	20,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	10				—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	消費税相当額
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	経営継続支援金の上限100万円より高くし機械等取得奨励金の上限(200万円)を参考に設定
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	市が展開してきたコロナ対策支援事業については、全ての事業において100万円を限度に制度設計してきた。限度額が100万円では規模の小さい事業者には有効であるが大きな規模の事業者には効果が薄いという指摘があった。コロナの影響により落ち込んだ設備投資を促進するために新規事業を実施する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

4年1月4日

補助事業名	大学生等生活応援臨時給付金	担当部課	市長公室 総合政策課			
補助要綱	朝来市大学生等生活支援臨時給付金支給要綱	根拠法令				
総合計画体系	31	子育て支援の充実	分類	個人補助金		
	1 子育て支援施設・制度の充実		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市大学生等生活支援臨時給付金事業		R	3	年	3

## 1. 事業概要

補助の目的	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中において、大学生等の保護者に対し、賃貸住宅等の家賃の一部を支給することにより、当該大学生等の生活及び修学を支援する。				
補助が必要な理由	上記のとおり				
補助対象者	大学院、大学、短期大学、専修学校、高等専門学校(4・5年次)、予備校に在学し、民間賃貸住宅等(学生寮含む)に居住している生徒で、生徒本人もしくはその保護者が朝来市の住民基本台帳に登録されている方				
補助対象事業	学生1人(1つの契約)につき家賃月額2分の1(上限2万円)、令和3年12月及び令和4年1月分の2か月分で、最大4万円				
補助率／補助額	2分の1	上限額	40千円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

## 2. 費用対効果(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
成果指標	実績	計画	計画	計画	年度	計画
① 受給者数	629人	700人			3	700人
②						
補助額	23,354,500	26,500,000			—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	23,354,500	26,500,000	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	629件	700件			—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金の完納条件は、制度の性質上設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中において、大学生等の生活及び修学を支援するため必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

4年1月4日

補助事業名	子育て世帯への臨時特別給付金	担当部課	市民生活部 市民課			
補助要綱	子育て世帯への臨時特別給付金支給要綱	根拠法令				
総合計画体系	31	子育て支援の充実	分類	個人補助金		
	1 子育て支援施設・制度の充実		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	子育て世帯への臨時特別給付金事業		R 3	年	3	

1. 事業概要

補助の目的	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国の制度である「子育て世帯への臨時特別給付金」において支給対象外となっている所得制限限度額以上の者等に対し、国と同額の給付金を支給する。		
補助が必要な理由	上記のとおり。		
補助対象者	国の子育て世帯等臨時特別支援事業において、所得要件により対象外となった子育て世帯や令和3年9月以降に離婚した世帯。		
補助対象事業	上記補助対象者に対して子ども1人当たり10万円を支給する。 ・対象者: 受給者 66人 支給対象児童生徒数 150人 ・支給額: 子ども1人当たり100千円		
補助率／補助額	100千円	上限額	100千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 受給者数	66人				3	66人
②						
補助額	15,000,000				-	-
特定財源	国庫支出金				-	-
	県支出金				-	-
	地方債				-	-
	その他				-	-
一般財源	15,000,000	0	0	0	-	-
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	-	-
補助件数	66件				-	-
実績報告書				-	-	-

3. 団体運営費補助の場合

団体規約				-	-	-
団体決算書				-	-	-

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金の完納条件は、制度の性質上設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国の制度と同様に100千円の定額給付。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	国の制度の隙間を支援するため必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。 離婚した世帯で支払い済の給付金を現養育者が受け取れない場合の救済方法を検討すること。



区分	新設
----	----

4年1月4日

補助事業名	ひとり親家庭等生活支援給付金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課			
補助要綱	ひとり親家庭等生活支援給付金支給要綱	根拠法令				
総合計画体系	31	子育て支援の充実	分類	個人補助金		
	1 子育て支援施設・制度の充実		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	ひとり親家庭等生活支援給付金事業		R 3	年	3	

## 1. 事業概要

補助の目的	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から朝来市が独自の措置として、給付金を支給する。				
補助が必要な理由	上記のとおり				
補助対象者	次の要件を全て満たす者 ①令和4年2月1日に朝来市に住所を有していること ②令和4年1月分の児童扶養手当の支給を受ける者				
補助対象事業	支給対象者1人(1世帯)につき2万円				
補助率／補助額	20千円	上限額	20千円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	最終目標	
	実績	計画	計画	計画	年度	計画
① 受給世帯数	215世帯	210世帯			3	210世帯
②						
補助額	4,300,000	4,200,000			—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	4,300,000	4,200,000	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	215件	210件			—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金の完納条件は、制度の性質上設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	前回令和2年度と同様に20千円の定額給付。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親世帯等に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

4年1月4日

補助事業名	家計急変世帯等生活支援給付金	担当部課	健康福祉部 社会福祉課			
補助要綱	家計急変世帯等生活支援給付金支給要綱	根拠法令				
総合計画体系	214	みんなで支える地域福祉の推進	分類	個人補助金		
	1 関係機関との連携による地域福祉の推進		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	家計急変世帯等生活支援給付金事業	R 3	年	4		

## 1. 事業概要

補助の目的	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、総所得金額が前年より3割以上減った世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から朝来市が独自の措置として、給付金を支給する。		
補助が必要な理由	上記のとおり		
補助対象者	次の要件を全て満たす者 ①令和3年12月10日に朝来市に住所を有していること ②同一の世帯に属する者全員の令和2年中もしくは令和3年中の総所得金額が前年より3割以上減少した世帯、または令和元年中から令和3年中の総所得金額が3割以上減少した世帯		
補助対象事業	支給対象者1世帯につき 10万円		
補助率／補助額	100千円	上限額	100千円
上乗せ補助がある場合の根拠			

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 受給世帯数	450世帯				3	450世帯
②						
補助額	45,000,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	45,000,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	450件				—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金の完納条件は、制度の性質上設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	国の子育て世帯への臨時特別給付金と同様に100千円の定額給付。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、総所得金額が前年より3割以上減った世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。 対象要件は再調整すること。

区分	新設
----	----

4年1月4日

補助事業名	水稻生産振興交付金		担当部課	産業振興部 農林振興課		
補助要綱	水稻生産振興交付金交付要綱		根拠法令			
総合計画体系	17	付加価値を高める農畜産業の振興	分類	個人補助金		
		1 農業の担い手と農業経営体の育成・強化	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	水稻生産振興交付金事業		R 3	年	3	

## 1. 事業概要

補助の目的	米農家の生産意欲の減退や耕作放棄、離農等を防ぐため、主食用米の栽培に係る苗を補助することで、生産意欲の向上を図る。		
補助が必要な理由	上記のとおり		
補助対象者	市内主食用水稻生産者		
補助対象事業	主食用米栽培に係る苗の購又は、育苗に要する経費		
補助率／補助額	2分の1	上限額	なし
上乗せ補助がある場合の根拠			

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 交付者数	1,551人				3	1,551人
②						
補助額	64,610,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	64,610,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	1,551件				—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	×	×	上限を設定することによって、小規模生産者と大規模生産者双方に公平な支援を行うことができないため設定しない。
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	米農家の生産意欲の減退や耕作放棄、離農等を防ぐため必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

4年1月4日

補助事業名	燃料費補助	担当部課	産業振興部 経済振興課			
補助要綱	燃料費補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	12	産業振興と雇用促進	分類	事業費補助金ソフト事業		
	1 既存事業者への支援		開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	燃料費補助金事業		R 3	年	3	

## 1. 事業概要

補助の目的	事業者のこれからの活動を促す施策として、コロナ禍における経済活動の再開を要因として高騰する燃料費の一部を助成することにより、事業者の経営の回復を支援する。				
補助が必要な理由	上記のとおり				
補助対象者	市内事業者				
補助対象事業	補助対象期間(令和3年10月18日～令和4年2月28日)内に購入した10万円以上の事業に要する対象燃料(ガソリン、軽油、灯油、液化石油ガス、重油)の購入費				
補助率／補助額	10分の1	上限額	100千円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 交付団体数	1,039団体				3	1,039団体
②						
補助額	60,000,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	60,000,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	1,039件				—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること (団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	○	○	
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること (個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	事業者のこれからの活動を促す施策として必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。



区分	新設
----	----

4年1月13日

補助事業名	高齢者生活支援給付金	担当部課	健康福祉部 高年福祉課			
補助要綱	朝来市高齢者生活支援給付金要綱	根拠法令				
総合計画体系	43	豊かな高齢社会の創出	分類	個人補助金		
		1 高齢者の健康と生きがいづくり	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	高齢者生活支援給付金事業		R 3	年	3	

## 1. 事業概要

補助の目的	新型コロナウイルス感染症に伴う高齢者の家計への影響に対し、高齢者生活支援給付金を支給することにより、高齢者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。				
補助が必要な理由	上記のとおり				
補助対象者	令和4年4月1日において65歳以上の者で、令和4年2月1日に市内に住所を有する者				
補助対象事業	支給対象者1人につき5千円				
補助率／補助額	5千円	上限額	5千円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 受給者数	10,500人				3	10,500人
②						
補助額	52,500,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	52,500,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	10,500件				—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金の完納条件は、制度の性質上設定しない。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	定額5千円補助だが、積算根拠は11月から3月まで冬季5か月間の灯油代見込10千円の1/2とする。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること	○	○	
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	新型コロナウイルス感染症に伴う高齢者の経済的負担の軽減を図るため必要である。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

補助事業名	第70回兵庫県更生保護大会朝来市実行委員会補助金	担当部課	市民生活部 人権推進課			
補助要綱	第70回兵庫県更生保護大会朝来市実行委員会補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	1.「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	分類	事業費補助金ソフト事業			
	5.多様性を尊重する人権文化の醸成	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果	
事務事業	社会福祉総務一般管理事業(人権推進課)	令和 4 年	令和 4 年			

## 1. 事業概要

補助の目的	第70回兵庫県更生保護大会の「国民が安心して安全に暮らせる、誰一人取り残さない共生社会の実現」という開催趣旨に基づき、更生保護に尽力する県内保護司を顕彰する同大会に係る費用の一部を補助することにより、県内ひいては朝来市における更生保護の一層の充実と発展を図り、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とする。				
補助が必要な理由	標記大会は、兵庫県保護司会連合会などが主催し、県内各ブロック保護区により持ち回りで開催され、令和4年度には、朝来市において開催されることが決定している。 但馬ブロック各保護区保護司会員、更生保護女性会員からなる実行委員会が行う、大会の準備及び運営について、これまでの但馬ブロックでの大会開催時に財源としていた事業者協賛金が廃止されるなど、財源の減少により、実施が困難な状況となっている。 本大会の開催地の市として必要経費の一部を補助し、本地域における更生保護への理解と、安全で安心な明るい地域社会を築くための協力を行う。このための補助金交付要綱を新設するもの。 ※本要綱は令和5年3月31日限りで失効				
補助対象者	第70回兵庫県更生保護大会朝来市実行委員会				
補助対象事業	第70回兵庫県更生保護大会の準備及び運営に係る事業 ※補助対象経費： (1) 大会の準備に関する経費(会議の開催に係る郵券料、その他事務消耗品等) (2) 大会の円滑な運営に必要な経費(アトラクション出演者謝礼及び旅費、駐車場警備費、大会スタッフ保護司のユニフォーム等) (3) 各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費				
補助率／補助額	38万円	上限額	38万円		
上乗せ補助がある場合の根拠					

## 2. 費用対効果(単位:円)

成果指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	最終目標	
	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 大会参加者数	400人				令和4年度	400人
②						
補助額	380,000				—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金				—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	380,000	0	0	0	—	—
一般財源の割合	100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数	1				—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	×	×	市の徴収金の支払義務無し。
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	市が補助すべきと認定する経費の合計額とし、上限を38万円とする。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと ①団体の会計処理が適切に行われていること ①事業費補助へ転換すること		

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	大会では、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える県内各保護司の意識の統一・士気の高揚を図るとともに功労者の顕彰が行なわれる。このことは県内ひいては朝来市の、更生保護の一層の充実と発展を図り、犯罪や非行のない明るい社会を実現に寄与するため、大会実行委員会が実施する事業費補助について承認すべきと考える。
2次	承認	補助率の規定は無いが、実質的に補助対象経費の1/2以内の補助となる見込みである。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。

区分	新設
----	----

4年2月21日

補助事業名	朝来市雪害被災農業者向け生産施設等復旧支援事業補助金	担当部課	産業振興部 農林振興課			
補助要綱	朝来市雪害被災農業者向け生産施設等復旧支援事業補助金交付要綱	根拠法令				
総合計画体系	17	付加価値を高める農畜産業の振興	分類	事業費補助金ハード事業		
		1 農業の担い手と農業経営体の育成・強化	開始年度	経過年数	終了年度	前回評価結果
事務事業	朝来市雪害被災農業者向け生産施設等復旧支援事業	3	年	4		

## 1. 事業概要

補助の目的	令和3年12月からの大雪により被災した生産施設等の早期復旧を行うことで、被災した農業者の経営安定と農産物の安定生産を支援する。				
補助が必要な理由	大雪による農産物生産施設等の甚大な損壊により、多くの農業者が営農に支障を来しており、安定した農産物の供給にも大きな影響が生じている。 災害による市内農業者の施設復旧に係る費用負担の軽減、また施設復旧による市内農業生産及び農業経営の安定化が求められる。				
補助対象者	朝来市内で農産物の生産及び出荷販売を行う農業者、又は農業者で組織される団体等				
補助対象事業	令和3年12月から2月の雪害により被災した農業用ビニールハウス等の新設、補修、撤去。				
補助率／補助額	補助対象事業費の2/3(県4/9、市2/9)	上限額	①新設 ハウス:10,000円/㎡、畜舎:12,000円/㎡、 ②修繕 ハウス:5,000円/㎡、畜舎:6,000円/㎡、 ③撤去 ハウス委託:290円/㎡、ハウス自力:110円/㎡、 畜舎:4,500円/㎡		
上乗せ補助がある場合の根拠	令和3年度雪害被災農業者向け生産施設等復旧支援事業実施要領				

## 2. 費用対効果(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	最終目標	
成果指標	計画	計画	計画	計画	年度	計画
① 施設復旧件数		23			令和4年度	23
②						
補助額		19,446,448			—	—
特定財源	国庫支出金				—	—
	県支出金		12,977,632		—	—
	地方債				—	—
	その他				—	—
一般財源	0	6,468,816	0	0	—	—
一般財源の割合	#DIV/0!	33.3%	#DIV/0!	#DIV/0!	—	—
補助件数		19			—	—
実績報告書				—	—	—

## 3. 団体運営費補助の場合

団体規約				—	—	—
団体決算書				—	—	—

4. 補助原則及び交付基準の判定

		評価項目	1次	2次	特記事項
補助原則	公益性	①事業の目的や内容について、社会経済情勢や市民ニーズに対応すること ②特定の個人・団体の利益ではなく、公の利益の実現を図ること	○	○	
	妥当性	①総合計画や各種計画等に位置づけられた施策や事務事業の目的の実現に向けたものであること ②直接執行や委託等ではなく、補助金という手段が最適であること	○	○	
	有効性	①市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること ②補助金額に見合う費用対効果が期待できること	○	○	
	透明性	①補助金の概要、要綱等をHP等で公開すること	○	○	
交付基準	補助対象者の適正化	①補助対象者は補助目的に対し適切であること ②補助対象者は補助することが必要な者であること ③市の徴収金の完納を交付条件に設定すること ④暴力団等を排除する内容の要綱となっていること	○	○	
	補助対象経費の適正化	①補助対象経費は補助目的に対して適切であること ②慶弔費、交際費、食糧費、親睦費、事業と関係のない視察・研修旅費を対象としていないこと	○	○	
	補助率の適正化	①分類ごとの基準に沿った補助率となっていること(団体運営費補助以外は、原則1/2以内) ②国県補助に対する市費の上乗せ補助は行っていないこと	×	×	県制度に準拠し補助率2/3。ただし、県補助4/9・市補助2/9・自己負担1/3であり、市の実質負担は1/2以下。
	補助の実施期間	①分類ごとの基準に沿った実施期間となっていること(個人補助金及び事業費補助金ソフト事業は原則9年以内、団体運営費補助金及び事業費補助金ハード事業は原則10年以内)	○	○	
	上限の設定	①補助金額の上限について、積算根拠を示した上で設定していること	○	○	
	類似制度の精査	【新・拡】①他制度の廃止・見直しを行うこと 【継】②類似制度がある場合、統合すること	○	○	
	補助の効果	①直近3年間の指標(費用対効果)の推移が維持・向上していること			新設
	運営費補助	重複補助の有無 適切な会計処理 事業費補助への転換			
	①団体と傘下構成員への重複補助はないこと				
	①団体の会計処理が適切に行われていること				
	①事業費補助へ転換すること				

5. 評価

区分	評価	特記事項
1次	承認	本事業は県の実施する補助金の義務随伴として補助を行うものであるが、本市における農業生産の災害からの復旧を目指すものであり、交付基準等については妥当であると判断する。
2次	承認	新設補助金として承認する。
外部		
最終	承認	新設補助金として承認する。